

○伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則

平成27年3月12日

規則第6号

改正 平成29年3月31日規則第39号

令和元年12月25日規則第24号

注 令和元年12月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成26年伊勢市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、まちづくり協議会認定申請書（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 直近において作成された事業計画書
- (4) 直近において作成された収支予算書
- (5) 直近において作成された収支決算書

(認定の公示及び通知)

第3条 条例第7条第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表者の氏名
- (2) 規約に定める目的

2 条例第7条第4項の規定による通知は、まちづくり協議会認定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(変更の届出)

第4条 条例第9条第1項の規定による変更の届出は、まちづくり協議会届出事項変更届(様式第3号)を市長に提出して行うものとする。

2 条例第9条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、役員(代表者を除く。)の氏名とする。

(地区まちづくり計画の策定等の報告)

第5条 条例第10条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)

の規定による報告は、地区まちづくり計画策定(変更・廃止)報告書(様式第4号)を市長に提出して行うものとする。

(資金の交付の対象及び額)

第6条 条例第15条第2項に規定するふるさと未来づくり資金(以下「資金」という。)の交付の対象となる経費及び資金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動に要する経費は、資金の交付の対象となる経費から除くものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反する活動

(2) 活動の効果が特定の個人のみを帰属することを目的とする活動

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が交付することが適当でないとする活動

(資金の交付申請)

第7条 まちづくり協議会は、資金の交付を受けようとするときは、ふるさと未来づくり資金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 事務所を賃借している場合にあつては、当該事務所の賃貸借契約書の写し

(資金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、資金を交付すべきものと認めるときは、資金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、資金の交付の決定をしたときは、その決定の内容をふるさと未来づくり資金交付決定通知書（様式第6号）により当該まちづくり協議会に通知するものとする。

(資金の交付)

第9条 資金の交付は、前条の規定による交付決定後速やかに、当該交付決定を受けたまちづくり協議会の請求に基づき、その合計額について一括して行うものとする。

2 前項の規定による請求は、ふるさと未来づくり資金交付請求書（様式第7号）により行うものとする。

(実績報告)

第10条 まちづくり協議会は、資金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、市長が別に定める期日までにふるさと未来づくり資金事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 当該年度の事業報告書

(2) 当該年度の収支決算書

(3) 臨時特例分の交付を受けた場合にあつては、臨時特例分に係る事業の完了を確認できる書類

(資金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査の上、資金の額を確定し、その旨をふるさと未来づくり資金交付確定通知書（様式第9号）により当該まちづくり協議会に通知するものとする。

2 まちづくり協議会が別表備考4の規定に基づき同表に掲げる事務運営費の一部を同表に掲げる活動事業費（次条及び第13条において「活動事業費」という。）の交付の対象となる経費（臨時特例分に係る事業に要する経費を除く。）の支弁のため使用したときは、市長は、資金の交付の決定の時ににおける資金の項目ごとの交付決定額（当該交付決定額に関し伊勢市補助金等交付規則（平成17年伊勢市規則第40号）第6条又は第7条の規定による変更の決定があった場合には、当該変更の決定後の額）にかかわらず、その使用額による増減後の額を資金の項目ごとの交付決定額とみなして交付すべき資金の額を確定することができる。

（活動事業基金）

第12条 まちづくり協議会は、翌年度以後において実施する特定の事業に要する経費の支弁の財源をあらかじめ複数年度にわたり確保しておくことが当該事業の安定的かつ効率的な実施に必要不可欠であると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、活動事業基金を設けることができる。

2 活動事業基金の積立ての財源は、活動事業費の一部をもって充てるものとする。

第13条 まちづくり協議会は、前条第1項の承認を受けようとするときは、活動事業基金の積立て、管理及び処分に関する計画を定めて、活動事業基金積立計画承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、基金の造成の可否を決定し、その旨を活動事業基金積立計画承認（不承認）通知書（様式第11号）により当該まちづくり協議会に通知するものとする。
- 3 市長は、前条第1項の承認の決定をするときは、次に掲げる事項について条件を付するものとする。
  - (1) 活動事業基金に係る経理については、一般の経理と明確に区分して整理すること。
  - (2) 活動事業基金を廃止し、又は前条第1項の承認を受けた計画を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
  - (3) 活動事業基金を廃止するまでの間、毎年度、活動事業基金の管理状況を市長に報告すること。
  - (4) 活動事業基金は、その目的である事業以外の目的に使用しないこと。
  - (5) 活動事業基金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により管理すること。
- 4 市長は、活動事業基金の額がその目的である事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めた場合又はまちづくり協議会が活動事業基金の目的である事業の完成の不能により活動事業基金を廃止した場合は、交付した活動事業費の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

（補助金等交付規則の適用）

第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、資金の交付に関する手続その他必要な事項は、伊勢市補助金等交付規則の定めるところによる。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年度及び平成28年度における資金の額の特例)

2 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表事務運営費の項中「180万円」とあるのは「240万円」と、「240万円」とあるのは「300万円」とする。

附 則 (平成29年3月31日規則第39号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月25日規則第24号)

この規則は、令和2年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2年度以後の年度分のふるさと未来づくり資金について適用する。

別表 (第6条、第11条関係)

(令元規則24・一部改正)

項目	交付の対象となる経費等	資金の額	摘要
事務運営費	まちづくり協議会の運営に要する経費	180万円(事務所を賃借している場合にあつては、240万円)を上限とする。	人件費、会議費、賃借料、通信運搬費、光熱水費、備品購入費等
活動事業費	地区まちづくり計画に基づく事業に要する経費で市長が適当と認め	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。 (1) 基本額 まちづくり協議会が実施する事業に要する経	

<p>るもの</p>	<p>費(第3号に規定する事業に係るもの並びに事務運営費及び広報紙配布等協力金に係るものを除く。)の全額とする。ただし、次のアからエまでに掲げる世帯数の区分に応じ、当該アからエまでに定める額(まちづくり協議会の対象とする地域(条例第6条第1項に規定する地域をいう。以下同じ。)が2以上の小学校区にわたるものである場合で、他の協議会との権衡を考慮して市長が必要と認めるときは、それぞれの小学校区の世帯数に応じ、次のアからエまでに定める額の合計額)を上限とする。</p> <p>ア 4,000世帯以上 120万円</p> <p>イ 3,000世帯～3,999世帯 110万円</p> <p>ウ 2,000世帯～2,999世帯 100万円</p> <p>エ 2,000世帯未満 90万円</p> <p>(2) 世帯割額 次のア及びイに掲げる額の合計額とする。</p> <p>ア 350円に世帯数を乗じて得</p>
------------	---

		<p>た額に5万円を加えて得た額</p> <p>イ 95円に世帯数を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。）に3万円を加えた額</p> <p>(3) 臨時特例分 平成29年度から令和6年度までの間において、まちづくり協議会が実施する事業のうち、地域の防災機能強化に資する事業その他当該地域において特に実施することが必要であると市長が認める事業に要する経費の額とする。ただし、60万円を上限とする。</p>	
<p>広報紙 配布等 協力金</p>	<p>市の広報紙の 配布協力金</p>	<p>1,800円に世帯数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる世帯数の区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。</p> <p>(1) 1,700世帯以上 20万円</p> <p>(2) 1,500世帯～1,699世帯 18万円</p> <p>(3) 1,300世帯～1,499世帯 16万円</p>	



	(4) 1,100世帯～1,299世帯 14万円	
	(5) 900世帯～1099世帯 12 万円	
	(6) 700世帯～899世帯 10万 円	
	(7) 500世帯～699世帯 8万 円	
	(8) 300世帯～499世帯 6万 円	
	(9) 100世帯～299世帯 4万 円	
	(10) 100世帯未満 2万円	
市が実施する 廃棄物の減量 等に関する啓 発事業等に係 る協力金	6,000円に世帯数を150で除し て得た数（その数に1未満の端 数があるときは、これを1とす る。）を乗じて得た額とする。	

備考

- 1 活動事業費の世帯割額及び広報紙配布等協力金の額の算定は、構成員である自治会ごとの額を合計して行うものとする。
- 2 世帯数は、前年度の9月30日における市長の定めるところにより算定した広報紙の配布世帯数とする。
- 3 まちづくり協議会が自治会その他の構成員に対して当該構成員の活動に要する経費の全部又は一部に充てるため助成金（これに類するものを含む。以下同じ。）を交付する場合においては、その財源

は活動事業費をもって充てるものとし、各年度における助成金の総額は世帯割額の額を上限とする。

- 4 まちづくり協議会は、予算の実施上必要かつ相当であるときは、この表の規定による区分にかかわらず、事務運営費の一部を活動事業費の交付の対象となる経費（臨時特例分に係る事業に要する経費を除く。）の支弁のため使用することができる。この場合において、その使用額は、予算の実施上必要最小限のものでなければならない。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

まちづくり協議会認定申請書

まちづくり協議会として認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 直近において作成された事業計画書
- (4) 直近において作成された収支予算書
- (5) 直近において作成された収支決算書

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号  
年 月 日

協議会名  
代表者氏名

伊勢市長 印

まちづくり協議会認定通知書

伊勢市ふるさと未来づくり条例第 7 条第 3 項の規定により、貴団体を  
まちづくり協議会と認定したので、同条第 4 項の規定により通知します。

認定年月日

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

まちづくり協議会届出事項変更届

伊勢市ふるさと未来づくり条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

項 目	変 更 前	変 更 後
名 称		
事務所の所在地		
代表者の氏名		
規 約		
役員 の 氏 名		

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

地区まちづくり計画策定（変更・廃止）報告書

地区まちづくり計画を策定（変更・廃止）したので、伊勢市ふるさと未来づくり条例第10条第3項（第10条第4項において準用する同条第3項）の規定により、次のとおり報告します。

1 地区まちづくり計画 別添のとおり

2 策定（変更・廃止）年月日 年 月 日

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地  
協議会名  
代表者氏名

㊟

ふるさと未来づくり資金交付申請書

年度ふるさと未来づくり資金について、次のとおり交付されるよう伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

円

（内訳）

事務運営費	円
活動事業費（基本額）	円
活動事業費（世帯割額）	円
活動事業費（臨時特例分）	円
市の広報紙の配布協力金	円
市が実施する廃棄物の減量等に関する啓発事業等に係る協力金	円
活動事業の内容等	
備考	

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 当該事務所の賃貸借契約書の写し（事務所を賃借している場合）

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

伊勢市長 印

ふるさと未来づくり資金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったふるさと未来づくり資金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

(内訳)

事務運営費	円
活動事業費（基本額）	円
活動事業費（世帯割額）	円
活動事業費（臨時特例分）	円
市の広報紙の配布協力金	円
市が実施する廃棄物の減量等に関する啓発事業等に係る協力金	円

2 交付の条件



様式第7号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

協議会名

代表者氏名

㊤

ふるさと未来づくり資金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた  
年度ふるさと未来づくり資金について、次のとおり請求します。

1 交付決定額 円

2 請求額 円

3 振込先

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
（ふりがな） 口座名義人	

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

ふるさと未来づくり資金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた  
年度ふるさと未来づくり資金の事業の実績を、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

（内訳）

事 務 運 営 費	円
活動事業費（基本額・世帯割）	円
活動事業費（臨時特例分）	円
広 報 紙 配 布 等 協 力 金	円

2 事業の実績

事 務 運 営 費	
活動事業費、地区まちづくり計画に基づく事業内容等（事業名、事業内容、進捗状況等）	
広 報 紙 配 布 等 協 力 金	

3 添付資料

- (1) 当該年度の事業報告書
- (2) 当該年度の収支決算書
- (3) 臨時特例分に係る事業の完了を確認できる書類（臨時特例分の交付を受けた場合）

様式第9号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

伊勢市長 印

ふるさと未来づくり資金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した 年  
度ふるさと未来づくり資金は、次のとおり交付することに確定したので通  
知します。

記

交付確定額 円

様式第 10 号（第 13 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

活動事業基金積立計画承認申請書

年度において実施を予定している事業に要する経費に充てるため、活動事業費の一部を基金として積み立てたいので、次のとおり申請します。

事業名	
目的	
事業内容	
実施予定年度	
事業予定額	円
基金積立予定額	円
基金積立計画	( 年度) 円
	( 年度) 円
	( 年度) 円
	( 年度) 円
	( 年度) 円
基金処分予定年度	
備考	

様式第 11 号（第 13 条関係）

第 号  
年 月 日

様

伊勢市長 印

活動事業基金積立計画承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった活動事業基金の積立計画について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり承認します。

(1) 積立承認額 円

(2) 条 件

ア 活動事業基金に係る経理については、一般の経理と明確に区分して整理すること。

イ 活動事業基金を廃止し、又は活動事業基金積立計画を変更しようするときは、市長の承認を受けること。

ウ 活動事業基金を廃止するまでの間、毎年度、活動事業基金の管理状況を市長に報告すること。

エ 活動事業基金は、活動事業基金積立計画に定めた事業以外の目的に使用しないこと。

オ 活動事業基金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により管理すること。

2 次の理由により承認できません。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第13条関係)

様式第11号 (第13条関係)